

改 正 後	現 行						
(検査数量及び方法) 第 8 検査は原則として、当該青果物の検査荷口ごとに、規程別表第 1 に掲げる数量について、切開、切断、はく皮、<u>ベールマン検査等の方法を用いて行うものとする。</u> [ただし書削る。] (選別（除去）効果の確認) 第 1 8 植物防疫官は、第 1 7 第 2 項の規定により選別（除去）実施報告書の提出があったときは、その効果を<u>第 8 の検査数量と同じ数量について確認するものとする。</u> 2 [略] 別表 1（第 1 2 関係） 1 [略] 2 [略]	(検査数量及び方法) 第 8 検査は原則として、当該青果物の生産国、種類、生産国における消毒の有無・方法、輸出者、輸入者、輸出港及び輸入港（以下「検査単位」という。）別に、規程別表第 1 に掲げる数量について、切開、切断、はく皮等の方法をもつて行うものとし、必要に応じてベールマン検査等の精密検査を行うものとする。 <u>ただし、同一種類であっても、色、形態により明らかに区別され、かつ、別々の梱包になっているものは異なる検査単位として扱うものとする。</u> (選別（除去）効果の確認) 第 1 8 植物防疫官は、第 1 7 第 2 項の規定により選別（除去）実施報告書の提出があったときは、その効果<u>について確認を行うものとする。</u> 2 [略] 別表 1（第 1 2 関係） 1 [略] 2 [略] 3 選別による消毒方法の基準 <table><tr><th>有害植物の種類</th><th>選 別 程 度</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>青果物に付着する有害植物 (植物防疫法施行規則別表第 1 に掲げる病菌を除く。)</td><td>り病青果物がなくなるまで選別</td><td>選別したり病青果物は廃棄すること。</td></tr></table>	有害植物の種類	選 別 程 度	摘 要	青果物に付着する有害植物 (植物防疫法施行規則別表第 1 に掲げる病菌を除く。)	り病青果物がなくなるまで選別	選別したり病青果物は廃棄すること。
有害植物の種類	選 別 程 度	摘 要					
青果物に付着する有害植物 (植物防疫法施行規則別表第 1 に掲げる病菌を除く。)	り病青果物がなくなるまで選別	選別したり病青果物は廃棄すること。					

改 正 後		現	行
3 選別による消毒方法の基準			
植 物 の 種 類	有害動物又は有害植物の種類	選 別 基 準	摘 要
バナナ, パインアップル, ドリアン, ココやし, マンゴウ等の生果実	アボカド斑点細菌病菌, パインアップル基腐病菌等	り病青果物がなくなるまで選別	選別した有害植物付着青果物は廃棄すること
	黒腐病菌, 灰色かび病菌, 青かび病菌, 炭そ病菌等	10%以上あるときは, 荷口全体の選別	
レモン, オレンジ, グレープフルーツ等のかんきつ類及びぶどう, ざくろ, キウイフルーツ, りんご, なし等の生果実	モモせん孔細菌病菌, カンキツ黒星病菌等	り病青果物がなくなるまで選別	選別した有害動物又は有害植物付着青果物は廃棄すること
	カンキツ炭そ病菌, ナシ輪紋病菌, ブドウ黒とう病菌等	2%以上あるときは, 荷口全体の選別	
	クロツヤバエ及びトウヨウヒメハナバエ (これらと同様の加害形態をもつ有害動物を含む。以下同じ)	3%以上あるときは, 荷口全体の選別	
	黒腐病菌, 灰色かび病菌, 青かび病菌等	4%以上あるときは, 荷口全体の選別	
メロン, すいか, かぼちゃ, さやえんどう, いちご等の果菜類及びアスパラガス, はくさい, レタス等の葉菜類並びにアーティチョーク, カリフラワー等の花菜類	トマトかいよう病菌, ハクサイ黒斑病菌等	り病青果物がなくなるまで選別	同 上
	クロツヤバエ及びトウヨウヒメハナバエ	3%以上あるときは, 荷口全体の選別	
	キュウリ炭そ病菌, エンドウ褐紋病菌, キャベツべと病等	5%以上あるときは, 荷口全体の選別	
	黒かび病菌, 灰色かび病菌, 青かび病菌等	10%以上あるときは, 荷口全体の選別	
にんじん, だいこん等の根菜類及びたまねぎ, にんにく等のりん茎類	ダイコン萎黄病菌等	り病青果物がなくなるまで選別	同 上
	ロビンネダニ及びケナガコナダニ (これらと同様の加害形態をもつ有害動物を含む。)	1%以上あるときは, 荷口全体の選別	
	菌核病菌, タマネギ乾腐病菌等	2%以上あるときは, 荷口全体の選別	
	クロツヤバエ及びトウヨウヒメハナバエ, 黒かび病菌, 灰色かび病菌, 青かび病菌等	3%以上あるときは, 荷口全体の選別	